

# 「令和7年度 次世代起業人材育成拠点運営事業」業務委託仕様書

## 1 委託事業名

令和7年度 次世代起業人材育成拠点運営事業

## 2 事業の目的

本事業は、新たな視点で地域及び生活等に関する課題解決を目指す若手の起業家や、中高生を中心とする起業に関心をもつ若年層等のことを次世代起業人材とし、「次世代起業人材育成拠点 YOXO BOX(よくぞボックス)」(以下、「拠点」という。)を次世代起業人材育成の場と位置付け、当該拠点の設置運営及びコミュニティマネジメントを行う。

拠点では、次世代起業人材等に対する案内・相談対応や、コミュニティの活性化、支援者ネットワークの形成を行い、次世代起業人材が活動・交流を通じて起業家精神の醸成や事業成長を目指す、活気ある安全な場として運営する。

当事業及び事業費確定を停止条件として別途業者選定を行う次世代起業人材育成事業と連動することにより、次世代起業人材が本市への愛着を深めながら真に必要な事業を探求し、将来起業する地として本市を選択し、各種課題解決や横浜経済に貢献する人材となることを目指す。

## 3 事業期間(予定)

令和7年度から令和9年度までの3か年とする。

## 4 委託期間等

- (1) 委託契約は前項の事業期間内において単年度ごとに委託者の予算執行の状況及び事業者選定の契約手続に応じて、契約を締結する。
- (2) 令和7年度の委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (3) 令和8年度及び令和9年度の委託契約については、それぞれ令和7年度、令和8年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)で次年度の契約を決定する。
- (4) 令和8年度及び令和9年度の選定委員会で、契約の相手方として決定されなかった場合は、本市はその理由を付して通知する。
- (5) 令和8年度及び令和9年度において事業予算の減額又は削除があった場合、当該事業は縮小又は中止する。

## 5 本事業の目標

本業務の受託に当たっての数値目標を次のとおり定める。

なお、次年度以降の目標については、事業の進捗により変更する場合がある。

項目	令和7年度	令和8年度	令和9年度
育成拠点活用量	延2,000人以上	延2,000人以上	延2,000人以上

## 6 業務内容

### (1) 拠点の設置及び運営

#### ア 拠点の機能及び名称

受託者は、次に掲げるスペースを確保し運営すること。

- (ア) 次世代起業人材の育成や街ぐるみの起業家応援機運醸成の取組を実施するスペース  
利用者の利便性、入りやすさ、認知のしやすさ、安全性に配慮した適切な場所を確保する。また、100名規模のイベントや、次世代起業人材等のコワーキングスペースなどとして利用できる広さ、設備を確保する。なお、コワーキングスペースとして利用できる対象者は、委託者と協議の上決定すること。
- (イ) コミュニティマネジメントを担うスタッフが常駐するためのスペース
- (ウ) 起業家や関係者が打合せを行える会議室
- (エ) 名称は、令和6年度現在設置されているスタートアップ成長支援拠点の名称を継承し

「YOXO BOX」とすること。また、拠点には名称を示す看板を掲げること。

#### イ 面積

共用部を除く延べ床面積の合計は、概ね200㎡以上とすること。

#### ウ 拠点の設置対象地域

関内周辺エリアとする。

関内周辺エリアの定義：横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例における企業立地等促進特定地域のうち「関内周辺地域」及び「都市再生緊急特別整備地域」として指定されるJR関内駅より南西の地域。

(参考)

- ・横浜市企業立地等促進特定地域等における支援措置に関する条例における企業立地等促進特定地域のうち「No.3 関内周辺地域」(横浜市経済局HP)

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/keizai/yuchi/support/seido/tokuteitiki.html>

- ・都心再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の一覧(内閣府地方創生推進事務局HP)

[https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/kinkyuseibi\\_list/index.html](https://www.chisou.go.jp/tiiki/toshisaisei/kinkyuseibi_list/index.html)

#### エ 業務時間

(ア) 受託者が、週40時間以上の業務時間を設定し業務を行う(祝日及び12月29日から1月3日を除く)。災害等の状況により拠点を時短営業及び閉館する場合は、問合せ対応等のために従業員が拠点到在席する時間も業務時間に含むものとする。また、イベント実施に当たっては、時間外、休日対応等柔軟に運用すること。

(イ) 業務時間の変更については、委託者と十分に協議した上で、書面にて変更内容を委託者に提出する。原則として1か月前までに掲示物などで利用者等に対し周知を行うこと。

#### オ 設備

業務に必要な机、椅子などの什器、専用電話回線、専用インターネット回線、無線LAN、鍵付きロッカー、モニター、プロジェクター等、通常のオフィス業務、打ち合わせが実施できる設備を備えること。

#### カ 開設期日

拠点の開設は契約日以降速やかに行うこととする。

ただし、6(2)に掲げるコミュニティマネジメントにかかる取組において、起業家支援ネットワーク形成など拠点での実施を要さない取組については、開設期日を待つことなく開始されるよう、契約締結後速やかに着手すること。

#### キ 拠点設置に当たっての注意事項

(ア) 受託者が所有又は、自ら調達した資金で購入する物件を活用する場合は、その購入に要する経費や購入後に賦課される租税公課に対し、本業務の委託金を充当することはできない。

(イ) 本業務の委託金は、軽微な消耗品を除いて、施設用品、造作、什器等の固定資産の取得に充当することはできない。業務期間中のリース契約については、この限りでない。

(ウ) 受託者は、本事業における業務執行に支障のない範囲において、拠点を活用した自主事業を展開できるものとする。その場合、本事業と自主事業について、場所や時間ごとに明確に区別したうえで実施することとし、自主事業の実施内容についても横浜市に事前に協議すること。受託者は、自主事業としてスペースの提供などに伴う、利用料金収入、助成金・協賛金、事業収入、その他の収入を加えた財源で、事業実施に必要な経費を賄い業務を行うことができるものとする。

なお、自主財源確保のための自主事業は、その内容が本事業の趣旨に沿ったものである必要があり、あらかじめ委託者に申請を行ったうえで実施するものとする(業務の主体性及び公共性・公益性を欠く場合には、実施を認めない場合がある。)

(エ) 次世代起業人材などが訪れ、交流や作業ができるスペースとして、カフェ・コワーキングスペースなどを併設する場合は、その営業時間、スペースの構成などについても併せて提案すること。

また、このような常設の自主事業実施部分については、スペースの設置・運営費用等に

- ついて、本業務の委託金を充当することができない。
- (オ) 受託者は、委託者と協議を行い、施設の利用規約（利用会員規定等を含む。）を定め、公平かつ適切に管理をすること。
  - (カ) 本業務に関連する内容で、委託者の主催、共催イベントを実施する場合は、イベントスペースを優先的に利用できるよう調整を行うこと。
- (2) コミュニティマネジメントの実施
- ア 案内・相談体制の設置
    - 起業に関する問合せや相談等に対応する案内・相談窓口を設置し、以下の取組を行う。
      - なお、問合せの内容について、来所・電話・メール等の別や対応人数、問合せ内容等を記録したうえで、委託者の求めに応じて提出することができるよう整えること。
      - また、若年層を含む起業人材の個人情報等各種情報を適切に管理・活用できる体制を整えること。
    - (ア) 案内・相談対応
      - 次世代起業人材等による対面、電話、メール等での問合せに対し、成長に資する支援の紹介、拠点利用に関する予約受付、起業家育成に関するイベントの紹介など、個々の次世代起業人材に適した案内を行うスタッフを業務時間中常時1名以上配置する。
    - (イ) 起業支援ネットワーク等との接続
      - 次世代起業人材と、6（2）ウで形成する起業家支援ネットワークや市内に立地する起業人材支援拠点とつなげる。
    - (ウ) 人材流動化に関する取組
      - 国家戦略特区に位置付けられている創業者の人材確保を支援する人材流動化支援施設「横浜市イノベーション人材交流促進センター」の機能を担い、起業人材等から相談があった場合は、適宜関係機関等と連携の上、年3件を目標につなぎづくりを行うこと。
  - イ コミュニティ活性化
    - 次世代起業人材の育成及び起業に関するコミュニティの活性化に向け、原則として拠点において、次の業務を実施すること。
      - (ア) 起業家育成勉強会等イベントの実施
        - 次世代起業人材や、その支援に関心のある者が、先輩起業家や支援者により実践的な知識やスキル、ネットワークが得られる勉強会を実施する。なお、テーマや内容については、次世代起業人材や起業家の発案を積極的に取り入れることとし、横浜市と協議の上、受託者にて設定する。参加に係る費用については原則として無償とする。
      - (イ) 次世代起業人材育成及び街ぐるみの起業応援機運醸成にかかるイベント等の調整
        - 次世代起業人材育成や街ぐるみの起業応援機運醸成にかかる市や他組織が拠点において開催するイベント等の円滑な実施に向けて積極的に呼び込むとともに調整を行う。
      - (ウ) 先輩起業家の拠点利用とコミュニティへの参画の推進
        - 拠点の趣旨に賛同する先輩起業家をコミュニティの一員として呼び込み、日常的に拠点の活性化に寄与する仕組みの構築や取組を講じること。
    - ウ 起業家支援ネットワークの形成
      - (ア) 事業者等が参画する支援ネットワーク
        - 市内事業者、金融機関、メディア等地域の多様な主体との間で起業人材の支援者としての関係構築を進め、ネットワーク化する。支援者による起業人材への支援の提供にあたっては、事業費確定の停止条件のもとで執行する次世代起業人材育成事業への連携や、事業面・資金面等を想定し、支援の実施にあたっては受託者が調整を行うこと。
          - また、拠点を設置する区内地区の地域団体等と良好な関係を構築できるよう努める。
      - (イ) 市民等によるフィードバックコミュニティの形成
        - 起業家が想定するユーザーのニーズや期待を把握することを目的とする次世代起業人材の事業アイデアに積極的に触れて評価・フィードバックを行う市民等のコミュニティの形成に向けた検討を行う。
- (3) 拠点及び連携する拠点・イベント・プログラム等の情報発信
- ア 拠点における支援内容等を広く周知すること。拠点における起業家や次世代起業人材等のプログラムやイベント等の実施状況に関して、WEBサイトやSNS等の各種媒体で逐次発信するこ

と。

なお、発信に当たっては、委託者の実施する事業と連携して行うこと。

WEBサイトでの情報発信においては、横浜市が運営するWEBサイト「スタートアップポートヨコハマ」(<https://socialport-y.city.yokohama.lg.jp/>)の運営事業者と連携し発信を行うこと。発信にあたっては、WEBサイトの運営事業者に対して、適宜発信内容を伝えること。その際、発信内容に関して事前に委託者と協議すること。

情報発信において使用するSNSアカウント等は、既に運用されている以下のものを継続して運用すること。なお、これら以外に有効な情報発信方法がある場合は、委託者と協議のうえ使用すること。

(ア) X (アカウント名：YOXO by 横浜市)

(イ) Facebook (アカウント名：YOXO by 横浜市)

(ウ) Peatix (アカウント名：YOXO BOX)

イ 本拠点と連携する拠点・イベント・プログラム等についても情報発信を行うこと。

ウ 起業家支援や次世代起業家の育成に関する活動に係る情報を幅広く収集し、メディア等へ積極的に情報発信するほか、SNS、パンフレット等の宣材を通じて発信すること。

エ 情報発信は、SNS等において週2回以上行うこと。その際、イベント申込プラットフォーム(例：Peatix)における情報発信は件数に含まないものとする。

(4) その他、本市施策と連携する業務等

全ての業務を実施するに当たり、内容等について横浜市と十分に協議すること。特に次の横浜市事業等と十分に連携すること。

ア 委託者が実施する事業(事業展開支援・起業人材育成事業、テック系スタートアップ成長支援事業等)

イ 公益財団法人横浜企業経営支援財団(IDECC横浜)が実施する創業支援に関する事業

ウ 産学公民の連携基盤団体である横浜未来機構が実施するイノベーション創出に関する事業

## 7 実施体制

受託者は、提案書に基づき、契約締結後15日以内に本事業の実施体制及びスケジュールを作成し、市の承認を得ること。併せて、現場責任者を含め、本事業に従事する者の構成及び勤務形態等を記した名簿を提出すること。

実施に当たっては、関係者間のネットワーク構築やビジネスマッチングの調整において高い専門性を有する人材を配置すること。

## 8 事業の実施結果の報告

(1) 事業計画書 電子データ 1式

契約締結後15日以内に、本年度の事業計画書を作成し、提出すること。なお、作成の際には本事業を3年継続した際の成果及び目標を年度ごとに定めること。

(2) 業務報告書(月報、電子データ)

受託者は、毎月の履行状況を翌月15日(ただし3月分については3月31日)までにとりまとめ、目標に対する進捗状況の報告及び履行結果に対する分析と、今後の対応を記載した業務報告書を作成し、委託者へ提出すること。

(3) 定例ミーティングの開催(月1回程度)

委託者との定例ミーティングを開催し、議題の整理、日程調整、会場確保(オンライン含む)、資料準備等の会議運営事務及び議事録の作成等を行う。

(4) 業務完了報告書(年報)

受託者は、年度の業務終了後速やかに、履行結果に対する分析を踏まえた業務完了報告書を作成し、委託者へ提出すること。項目については、委託者と協議の上決定すること。

ア 提出物

(ア) 内部報告用報告書冊子(A4版 簡易製本) 1冊

(イ) 外部公表用報告書冊子(A4版 簡易製本) 1冊

ホームページ等で結果の外部公表を行うための報告書。企業情報等については、公表の同意が得られている情報のみを使って構成する。

- (ウ) 電子データ（DVD等に記録したもの） 1式
- (エ) その他業務関連資料（電子データ及び紙データ） 1式

#### イ 記載事項

報告書には、委託者と協議のうえ、事業実績のほか事業の効果及び分析等をまとめること。報告書の作成に当たっては、プログラム参加者や支援者等に対し、相談・アンケートその他の方法により、事業の効果が測定できるよう調査するものとする。

ウ ア及びイに定めるもののほか、委託者が必要と認める場合には、運営業務の状況報告等の求めに応じること。

### 9 守秘義務及び個人情報の保護

- (1) 受託者は、個人情報を取り扱う事務を行う場合には、その取扱いについて、横浜市個人情報の保護に関する条例に基づく「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、支援企業等へヒアリング等を行う場合に相手方から秘密保持契約等を求められた場合は、原則として契約を締結することとする。

### 10 その他

- (1) 当委託業務は、横浜市契約規則「次世代起業人材育成拠点運営事業」契約によるほか、本仕様書に基づき施行すること。なお、本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者で協議のうえ決定する。
- (2) 受託者は、契約後速やかに業務に着手し、委託期間終了日までに完了しなければならない。
- (3) 受託者は、常に横浜市と密接な連携を図り、委託者の意図について熟知のうえ作業に着手し、効率的進行に努めなければならない。
- (4) 受託者は、詳細事項及び内容に疑義を生じた場合、及び業務上重要な事項の選定については、あらかじめ横浜市と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けなければならない。
- (5) 受託者は、当業務における計算の根拠、資料等を全て明確にしておかななければならない。
- (6) 本業務を行うにあたっては、創出される成果が可能な限り市内中小企業へ波及するよう努めること。
- (7) 支援者や、施設で実施するイベントの選定にあたっては、主催者など受託者との関係の有無によらず、本業務の効果が最大限となることを常に優先することを留意すること。
- (8) 飲食費、体験費など、本事業の参加者個人に対する給付経費について、委託費を充当してはならない。
- (9) 受託者がプログラムの参加者等に自ら投資する場合の投資費用等は、本業務の委託料を充当してはならない。
- (10) 拠点の設置等、本事業の実施の際には、年齢や性別、国籍、身体的特徴などにかかわらず、全ての人が関われるように配慮すること。設備等での対応が困難な場合は、合理的な範囲で対応を行うこと。
- (11) 受託者は、本事業に伴う廃棄物の発生を削減するよう配慮するとともに、環境法令を順守し業務を実施すること。
- (12) 全ての関係書類は、本業務終了後、5年間保存すること。また、本業務終了後5年以内に、本市・他の行政機関等が行う会計検査等の実施があった際には証拠書類の提出や調査に協力すること。
- (13) やむを得ない事由により、拠点の一部または全部が使用不可となった場合は、概ね3か月以内に同等以上の面積・機能を有する新たな場所を確保し、業務を実施すること。
- (14) 受託者が交代することとなった場合は、円滑な引き継ぎに協力すること。本業務によって得られた情報や作成物は両者に帰属するものであるから、イベント等参加者等の各情報、諸規定・規約、WEBコンテンツ、PRツール等の著作物及び著作権、その他本業務の継続に必要な資産を遅滞なく委託者に無償で譲渡すること。受託者は作成物の利用に関する著作権人格権については、これを行使しないこと。また、著作者が受注者以外の第三者である場合は、今後委託者及び新しい受託者に対して著作権人格権が行使されないように措置すること。WEBサイトやSNS等は契約終了後、新しい受託者が引き続き使用できるものとする。
- (15) 本事業の一部を契約者以外の第三者に委託する場合は書面により委託者の承諾を得ること。